

鳥取県告示第 85 号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定する県外の区域

宮崎県日向市東郷町山陰丁羽坂の一部（樋田）、山陰戊仲深の一部（卸児、笹木野、赤松、桑水流、前田、荒谷、上ノ原、仲瀬、久居原、萩ノ小原、野々崎、壺ノ股、轟、西ノ内及び黒山谷）、山陰己田野の一部（庵登、椎谷、稲葉野、坂下、龍野、沖田、井川ノ元、蕨野及び幸崎）、坪谷及び下三ヶ、美郷町南郷区水清谷、神門の一部（小路、落原、井手ノ内、石田、小路前田、長堀、黒草、無田、天神田、北又江ノ原、子安野、古畑、南又江ノ原、伊久良ヶ原、上仮屋、仮屋小田ノ原、下仮屋、竹原田、鷺ノ巣、山草、杭谷、萩藪、田爪、米上、黒岩、山麦、新右衛門田、上名木、下名木、内竹、五味、渡場瀬、向山、石越、猪ノ越、仁久川、弓場ノ原、山口、小堀、尾柳、桂、嶋戸原、竹ノ原、片地、奥内尾園、北村、黒瀧、椿八重谷、田ノ原及び垣蔵）、鬼神野の一部（古川、小田、折立、折立上原、尾迎下原、尾迎、奥野、柳野、茶屋の元、熊路、井手ノ内、床並（国道388号の東側に係る区域に限る。）、小村、川原、狭間、楸、小豆野、川上迫、狩田原、倉の平、入田藤ノ木、入田及び入田北原）、上渡川の一部（カラメ、備中谷、尾鹿倉、落ヶ谷、吐、浜砂瀬、下古園、上古園及び荒木谷）及び中渡川並びに西郷区田代の一部（石ノ元、岑ノ前、見世田ヶ原、里道、下り谷、中須、寺ノ前、松ノ尾、今別府、松ノ元、堀ノ園、鳥ノ氏、向内野々、内野々、高野ノ谷、風穴、甚五田、論田、添石、柳ノ丸、古城、下城、年ノ神、羽根田、芝原、川口之前、鳥越、川頭、谷内、稲荷ノ上、坊ノ平、千本、牛ノ平、崩ノ内、柳藪、崩ノ川原、楠原、小原、田中、田中ノ前、木ノ下、上円野、伊佐賀、平田、大高江、小高江、下ノ原、神門原、笛ノ澤、芭蕉ヶ谷、吐、梶原中尾、園、久保園、丹波、戸ノ口、和田ノ原、川原田、田ノ内、下藤木、上藤木、幸地、スズレ、牛繫、平木、戸屋、登リ尾、灰木、市ヶ倉、宇津神、ソクウ、アマリ、トガリ瀧、古田、塚木、馬生手、中ノ谷、竹ノフトコロ、落シ、築地元、中ノ谷、小伏木、亀淵、横八、城内、矢倉ノ下、赤松ノ吐、尾崎、三森、黒土田、ソベ石、野田、中ノ原、越ノ後、上ノ原、桑野々、越、菅ノ久保、田成、水ノ元、下鶴、中仁田、石ノ元、コヤシ、水ヶ谷、上見ノ原、上之前田、下之前田、下村、蘆之瀬、火ノ元、外園、谷川、畑中、モロソウ田、構ノ谷、ハンシヨウ切、上之小川、下之小川、弓場之元、小川田ノ平、小川田、小谷、ウトノ迫、後内、上之原、小川内、椎久保、楨谷、桑木、ヒワ松、柿木原、水ヶ迫、尾迫ノ尻、下モサエ、上サエ、中ノ内、ワルカレ、モチノ木、大岩本、古田ノ元、賀田、境ノ谷、称連ノ木、長崩、竹ノ平、谷内、日平、から谷、丸楨、六字、檜原、瀧ノ内、土々呂頭、楨ノ鶴、日陰谷、尾澤、桑舟谷、弥太郎屋敷、毛上ヶ谷、中峯地、構谷、下峯地、園ノ平、田ノ原、仮迫、中山谷、立野々原、漆ノ越、澤水、山ノ口、山ノ川内、赤木、トヲベタ、ビハノ首、柳ノ谷、笹ノ崎、ヒシリ瀧、小川ノ吐、岩下、嶋尻、扇山、西ノ八峽、元越及び小原）及び小原の一部（日の陰、小豆野及びすだの尾）、都農町大字川北の一部の国有林（川北尾鈴1019林班、川北尾鈴1025林班、川北尾鈴1026林班、川北尾鈴1027林班、川北尾鈴1028林班、川北尾鈴1029林班、川北尾鈴1030林班、川北尾鈴1031林班、川北尾鈴1032林班、川北尾鈴1033林班、川北尾鈴1034林班、川北尾鈴1035林班、川北尾鈴1036林班、川北尾鈴1037林班及び川北尾鈴1038林班）、木城町大字中之又の一部（板屋、中野、菟木、屋敷原、弓木、塊所及び松尾）及び大字石河内の一部（矢櫃、川口、中別府、鶴懐、鹿遊、大瀬内、長越、鶴田及び春山）並びに西都市大字尾八重の一部（梅木及び柏葉）

2 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

3 指定に係る期間

平成19年1月31日から当分の間

4 指定する目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため